

日医発第 1885 号 F（総医）
令和 8 年 2 月 24 日

都道府県医師会担当理事 殿
郡市区医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 城 守 国 斗
(公印省略)

かかりつけ医機能報告制度における G-MIS での入力について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、かかりつけ医機能報告制度につきましては、令和 8 年 2 月 12 日付け日医発第 1822 号（総医）「かかりつけ医機能報告制度のさらなる報告に向けて」などで貴会宛てお知らせしております。

今般、厚生労働省より、かかりつけ医機能報告制度において院内掲示の有無を「無し」と報告していることにより、かかりつけ医機能の 1 号機能の有無が「無し」と判定されている医療機関が多くみられるとの情報提供がありました。院内掲示については、G-MIS で報告を行った後に報告内容が印字された院内掲示用の帳票を印刷し、その後遅滞なく院内掲示を行っていただく場合には、院内掲示の報告を「有り」として報告することが可能とされています。しかしながら、こうした報告にあたっての考え方に対する理解やシステム上の操作方法等の周知が必ずしも十分ではないこと等が原因で、報告を行う時点において院内掲示をしていなければ「有り」と報告できないと誤認し、「無し」と報告しているケースが考えられるところです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、医療機関に対し、1 号機能「無し」と報告されている場合、「有り」と変更報告を行うとともに、報告後に帳票を印刷し院内掲示を行っていただくよう、強く働きかけ等を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、かかりつけ医機能報告制度につきましては、ほぼ全ての都道府県医師会に説明に出向きましたが、郡市区医師会も含め引き続き説明に伺いますので、ご要望があればご依頼ください。